

平成 28 年 9 月吉日

一般社団法人 日本総合病院精神医学会
評議員会員 各位

一般社団法人 日本総合病院精神医学会
選挙管理委員長 藤原 修一郎

公 告

定款第 4 章及び評議員会員及び役員選出等規則第 4 章の規定により、平成 28 年 11 月 24 日（木）を選挙の期日として、評議員会員による理事・監事の選出を行うことを公告します。
以上

<ご注意>

候補者の立候補、推薦については平成 28 年 11 月 3 日までに所定の手続きを行うことが必要です。評議員会員及び役員選出等規則（下記 URL）第 4 章を熟読のうえお手続きください。

http://psy.umin.ac.jp/content/document/hyougiin_yakuin_senshutu_kisoku_20101125.pdf

※ 上記の手続きに必要な書類等については、学会事務局までお申し込みください（TEL・FAX・メール等）。

<立候補届け提出先>

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-14-4-201

日本総合病院精神医学会

選挙管理委員会 宛

<資料請求先>

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-14-4-201

日本総合病院精神医学会 事務局

TEL/FAX : 03-5805-3720

E メール : jsgph@mth.biglobe.ne.jp

評議員会員及び役員選出等規則（抜粋）

第4章 選挙理事及び監事の選出

（推薦理事以外の理事の選任手続き）

第16条 推薦理事以外の理事10名（以下この章において「選挙理事」という）及び監事2名については、選挙により選出する。

2 立候補者が、定員数を超えないときは、投票を行わず、その立候補者を当選者とする。

（選挙の公示）

第17条 選挙管理委員長は、選挙が行われる評議員総会の期日の60日前の日の属する月の末日までに、評議員会員に対して、次期の選挙理事及び監事を選出する選挙が行われることを適切な方法で公示するものとする。

（投票による選任）

第18条 選挙理事及び監事は、本規則第20条及び第21条に定める立候補者及び推薦候補者の中から、評議員総会に出席した評議員会員の直接投票によって選出する。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

（投票方法）

第19条 この選挙における選挙理事の投票は4名の連記とする。また、監事選挙の投票は2名連記とする。

（立候補者及び推薦候補者の資格）

第20条 候補者となろうとする者、推薦候補者及び推薦候補者を推薦しようとする者は、いずれも評議員会員でなければならない。

（役員候補者の立候補及び推薦候補者の届出）

第21条 候補者になろうとする者又は候補者を推薦しようとする者は、立候補する旨又は推薦候補者を推薦する旨を、選挙の行われる日の20日前までに到着するよう、本会の定める様式により、本会事務所に届け出なければならない。

2 推薦候補者を推薦するにあたっては、2名以上の評議員会員の推薦がなければならない。この場合にあつて、推薦しようとする者はあらかじめ推薦候補者本人の同意を得ておくものとする。

3 同一人について理事候補と監事候補の両方に重複して立候補することはできない。

4 前項の規定は推薦候補者を推薦しようとする場合にも準用する。

(投票日における候補者の掲示)

第 22 条 立候補者及び推薦候補者の氏名は、投票当日の評議員総会会場内に ABC 順に掲示するものとする。

(選挙管理委員会及び投開票立会人)

第 23 条 理事長は、選挙に先立ち、評議員会員の中から選挙管理委員 5 名を委嘱する。

2 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、選挙管理委員会を組織する。

3 選挙管理委員会は、公示、候補者の受付、投開票、当選者の認証、その他選挙に伴う一切の事務を担当する。

4 選挙管理委員長は投開票の実施に当たり、評議員会員の中から投開票立会人 2 名を指名する。

5 立候補者、推薦候補者及び推薦候補者を推薦しようとする者は、選挙管理委員になることができない。

6 選挙管理委員は新役員が就任したときにその委嘱を解かれる。

(無効票)

第 24 条 選挙理事及び監事の選挙において、以下の場合には、その投票自体を無効とする。

一 正規の投票用紙を用いないもの。

二 候補者以外の氏名を記載したもの。

三 何人の氏名を記載したかを確認し難いもの。

四 候補者氏名の重複記載、所定人数を超える候補者の連記のあるもの。

(当選者等)

第 25 条 選挙理事及び監事の当選者の決定は、次のとおりとする。

一 有効得票数のもっとも多い者から順次、定員数に満つるまでを当選者とする。

二 得票同数のときは、決戦投票による。

2 次点者及びその次順位者の決定は、前項に準じる。

(次点者の昇格)

第 26 条 選挙理事又は監事が欠けたときは、それぞれの次点者が、理事又は監事に昇格する。

2 次点者が昇格したときは、その次順位者を次点者とみなす。